

やいた市民ライター設置要綱

(設置)

第1条 市民等の参画による情報発信力の強化により、矢板市の知名度・イメージの向上や市民のまちへの愛着や誇りの醸成を図るため、やいた市民ライター（以下「市民ライター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民ライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市内等における人物及び各種団体、地域の話題、行事、催物等取材し、これによって作成した記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を市に提供すること。
- (2) 市の作成する記事に市民の視点を盛り込むための支援を行うこと。
- (3) その他市長が必要と認めるシティプロモーション活動

(定数)

第3条 市民ライターの定数は、市長が別に定める。

(登録対象者)

第4条 市民ライターとして登録することのできる者は、矢板市の魅力を市内外に情報発信する意欲のある高校生以上の個人又は団体であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第1号に規定する特別職のうち、就任について公選によることを必要とする者
- (2) 特定の宗教を支持し、布教することを目的として登録を希望する者
- (3) 矢板市暴力団排除条例（平成24年矢板市条例第26号）第2条第1号、第3号、第4号又は第5号に該当する者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法

律第 1 2 2 号) 第 2 条に掲げる営業を営む者

(5) 貸金業法(昭和 5 8 年法律第 3 2 号) 第 2 条の適用を受ける業を営む者

(6) 市税を滞納している者

(7) その他市長が適当でないと認めた者

(登録期間)

第 5 条 市民ライターの登録期間は、登録された日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第 6 条 市民ライターの活動に対する報酬は、無報酬とする。

(その他)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、市民ライターに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。